

研究活動上の不正行為等への対応に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪健康福祉短期大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用（以下、「不正行為等」という。）を防止すること、及び不正行為等が行われた場合における措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「不正行為等」とは、本学の構成員（本学の役員、教職員、学生等という。以下同じ。）又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為に当たらない。

(1) 研究活動上の不正行為

捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）及び盗用（他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。)

(2) 研究費の不正使用

法令、研究費を配分した機関（以下、「資金配分機関」という。）及び本学が定める規定等に違反する経費の使用をいう。

(不正行為等対応責任者)

第3条 本学に、本学における不正行為等が生じた場合の対応を図るために不正行為等対応責任者（以下、「対応責任者」という。）を置く。

2 対応責任者は、学長が指名する。

3 対応責任者は、第6条の規定による申立てを受けたときは、第8条に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

(窓口)

第4条 不正行為等に関する申立て及び申立て等に関する相談（申立てまでに至らない段階の相談をいう。以下同じ。）に対応するため、不正行為等申立て窓口（以下、「窓口」という。）を設置する。

2 窓口は、法人事務局とする。

3 窓口は、次に掲げる業務を行う。

(1) 不正行為等に係る申立て及び申立てに関する相談の受付

(2) 不正行為等に係る申立て及び申立てに関する相談の対応責任者への取次ぎ

(3) 第10条に規定する異議申し立ての学長への取次ぎ

4 窓口担当者は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。当該窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

(申立ての取扱い)

第5条 申立ては、書面、電話、ファックス、電子メール、面談など窓口を通じて行うものとする。

2 原則として、申立ては、顕名により行われるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 不正行為等を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称

(2) 不正行為等の具体的内容

(3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的理由

3 前項の規定にかかわらず、匿名による申立てがあった場合、申立ての内容に応じ顕名の申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 書面による申立てなど、窓口が受け付けたか否か知りえない方法による申立てがなされた場合は、申立て者に（匿名の申立て者を除く。）に受け付けたことを通知する。

5 報道や学会等により不正行為等の疑いが指摘された場合は、匿名の申立てがあった場合に準じて取り扱う。

（申立てに関する相談の取扱い）

第6条 申立てに関する相談は、書面、電話、ファックス、電子メール、面談など窓口を通じて行うものとする。

2 対応責任者は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該当事者に対して、申立て等の意思を確認し、又は申立て等に準じて取り扱うことができるものとする。

（申立て者・被申立て者の取扱い）

第7条 申立てを受け付ける場合は、申立て内容や申立て者の秘密を守るために適切な方法を講じる。

2 申立て者、被申立て者、申立て内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、申立て者、被申立て者の意に反して関係者以外に漏洩してはならない。

3 申立て者に調査協力を求める場合がある。

4 悪意（被申立て者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立て者に何らかの損害を与えることを目的とする意思。以下同じ）に基づく申立てであったことが判明したときは、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行う場合がある。

5 相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立て者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

（予備調査）

第8条 対応責任者は、第7条による申立てを受理した場合は、概ね30日以内に予備調査を実施するものとする。

2 対応責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。

3 予備調査委員会は、対応責任者が指名した委員をもって組織する。

4 予備調査委員会の委員長は、対応責任者が指名した者をもって充てる。

5 予備調査委員は、次の各号に掲げる事項について予備的調査を行う。

(1) 申立てがあった不正行為等が行われた可能性

(2) 第5条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該申立て等があった研究活動上の不正行為との関連性・論理性

(3) その他必要と認める事項

6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、申立て者、調査対象者その他関係者に対

し、必要な協力等を求めることができる。

7 前項の協力を求められた申立て者、調査対象者その他関係者は誠実にこれに協力等をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

8 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を対応責任者に報告しなければならない。

(本調査)

第9条 対応責任者は、前条の予備調査結果に基づき、当該申立て等がなされた事案について、更に本調査をすべきか否かを速やかに決定する。

2 対応責任者は、前項の場合において本調査を行うことを決定したときは、速やかに本調査委員会を設置する。

3 対応責任者は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を申立て者及び調査対象者に通知するとともに、当該申立てに係る研究が資金配分機関からの資金を受けて行われたものであるときは、当該機関に通知する。

4 対応責任者は、本調査を行わないことを決定したときは理由を付してその旨を申立て者に通知する。

5 対応責任者は、前2項に定める通知を受けた申立て者等から当該調査の結果について異議の申立てがあったときは、必要に応じて前条の予備調査について、予備調査委員会に再調査を求めることができる。

第10条 本調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 対応責任者

(2) 当該部局の長

(3) 当該部局の教職員若干名

(4) 当該申立て等の対象となっている研究分野の教職員で、他機関に所属するもの1名以上

(5) その他対応責任者が必要と認める者

2 前項第3号から第5号までの委員は、申立て者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者のうちから、対応責任者が委嘱する。

3 対応責任者は、本調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を申立て者及び調査対象者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた申立て者及び調査対象者は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

5 前項の異議申立てがあった場合、対応責任者はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させる。

6 対応責任者は、前項の審査結果並びに委員を交代させたときは当該所属委員の所属及び氏名を申立て者及び調査対象者に通知する。

第11条 本調査委員会における調査は、当該申立て等において指摘された行為に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、研究活動上の行為にあつては、必要に応じ、調査対象者に再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

2 前項の調査に際しては、調査対象者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験を要請する場合には、それに要する期間及び機会(経費等を含む。)を与えなければならない。

らない。

- 3 調査対象者は、前項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が適正な方法及び手続きに則って行われたこと、研究活動上の行為にあたっては当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 4 本調査委員会は、第1項の調査等の実施に関し、申立て者、調査対象者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた申立て者、調査対象者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 本調査委員会は、第1項の調査に当たって、根拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

第12条 本調査委員会は、調査の開始後概ね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これに含んだ当該調査の結果をまとめ対応責任者に報告する。

- (1) 不正行為等が行われたか否か
- (2) 不正行為等が行われたと認定したときは、その内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合、研究活動上の不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (3) 不正行為等が行われていないと認定したときは、併せて告発が悪意に基づくものであったか否か

(調査結果の通知)

第13条 対応責任者は、前条の本調査結果を速やかに申立て者及び調査対象者（調査対象者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。）並びに学長、理事長及び各関係者に通知する。

- 2 前項に定めるもののほか、対応責任者は当該事案に係る研究が資金配分機関からの資金を受けて行われたものであるときは、当該機関に対しても当該調査の結果を通知する。

(異議申立て)

第14条 申立て者及び調査対象者は、第12条の調査結果に異議がある場合は、窓口を通じ、学長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立ては、異議申立書を窓口へ提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して30日以内に行わなければならない。

第15条 学長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに当該調査を行った本調査委員会に異議申立ての審査を行わせる。

- 2 本調査委員会は、前条の異議申立てをもとに、異議申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立て者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、調査対象者に対して、第12条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな

解決に必要な協力を求めるものとし、調査対象者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わない。

4 学長は、第2項により再調査の必要があると認めたときは、本調査委員会に対し、速やかに再調査を命ずるものとする。

5 本調査委員会が再調査を開始した場合は、当該異議申立てを受けた日から概ね50日以内に、調査結果を学長に報告する。

(調査結果の公表等)

第16条 対応責任者は、第12条又は前条第4項の本調査委員会の調査結果の報告において、不正行為等が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為等に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正行為等の内容
- (3) 対応責任者等が、公表時までに行った措置の内容
- (4) 本調査委員会の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 対応責任者は、調査結果の報告において、不正行為等が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。

3 対応責任者は、調査結果の報告において、当該申立てが悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、申立て者の所属及び氏名を公表する。

(調査対象者の保護)

第17条 対応責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為等の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第18条 対応責任者は、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立て者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第19条 不正行為等に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 学長は、申立てを行ったことを理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、単に申し立てられたことをもって、当該申立て等に係る調査対象者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(秘密の保持)

第21条 不正行為等に係る申立てに係った者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第22条 対応責任者は、不正行為等に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正

を目的とする申立てを行った者について、必要な措置を講じなければならない。

(事務)

第 23 条 不正行為等が生じた場合における措置等に関する事務は、法人事務局において処理する。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、不正行為等が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2007年3月5日から施行する。
- 2 この規程は、2013年7月26日から施行する。